

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	公共的団体等の取扱い	協議細目	公共的団体
調整の方針	<p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。</p> <p>3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。</p> <p>独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</p>		
留意事項	関係法令	備考	
<p>「公共的団体等の取扱い」として協議する団体</p> <p>団体の設置について、3町村が関与している団体</p> <p>3町村の区域をもって設置する旨の法的根拠等がある団体</p> <p>3町村の事業に大きく関わっている団体</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律(抄) 第16条(第1項～第6項 省略) 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。</p> <p>地方自治法(抄) 第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等(*1)の活動(*2)の総合調整を図るため、これを指揮監督する(*3)ことができる。(第2項～第4項 省略)</p>	<p>*1 公共的団体等 「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。(行政実例 昭和24年1月13日) 「公共的団体等」とは、公共的団体等の事務所が当該地方公共団体の区域内にあるときにはもちろん、たとえ公共的団体等の主たる事務所はほかの地方公共団体の区域内にあっても、その支部なり、出張所が当該団体内に設けられているもの、さらには、支部又は出張所も設けられていないが、その公共的団体の活動が明らかに当該普通地方公共団体の区域内において行われているというようなものも含まれると解するのが妥当。(学説「逐条地方自治法」)</p> <p>*2 公共的団体等の活動 「公共的団体等の活動」とは、その団体本来の公共的活動をいう(逐条地方自治法)のであって、公共的団体の内部組織(たとえば、役員を選任行為)には及び得ないと解すべきである。(行政実例 昭和29年7月26日)</p> <p>*3 総合調整を図るため、これを指揮監督する 公共的団体相互間の総合調整を図るためばかりでなく、これら公共的団体の産業、経済、文化、社会の各般にわたる事業活動をして当該普通地方公共団体の行政との間に適切な調和と協力を保たしめるためにも公共的団体を指揮監督することができるものと解される。(行政実例 昭和24年1月13日)</p>	

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	公共的団体等の取扱い	協議細目	公共的団体															
調整の方針																		
参 考	関 係 法 令	先 進	事 例															
<p>総務省ホームページ「合併相談コーナー」より</p> <p>商工会議所・商工会 商工会議所の地区は市の区域、商工会の地区は1つの町村の区域とするのが原則(商工会議所法8条、商工会法7条)です。通常は1市町村に1つの商工会議所又は商工会が設置されることとなります。市町村合併が行われた場合、商工会議所又は商工会の地区を合併市町村の区域とするための定款の変更をするか、あるいは当該商工会議所又は商工会が解散するまでの間は、1市町村内に複数の商工会議所・商工会が存在することになります(商工会議所法8条の2、商工会法8条)。昭和60年4月以降の市町村合併のうち、商工会議所・商工会の統合が行われたのは2例です。</p> <p>社会福祉協議会(市町村協議会) 社会福祉協議会については、指定都市にあってはその区域内における地区協議会の過半数及び社会福祉事業又は更正保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内において社会福祉事業又は更正保護事業を営業者の過半数が参加するものでなければなりません(社会福祉事業法74条2項)とされており、昭和60年4月以降の市町村合併の事例の全てにおいて社会福祉協議会の統合が行われています。</p>	<p>商工会法(抄)</p> <p>(地区) 第7条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。 2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。</p> <p>(市町村の廃置分合に伴う地区の特例) 第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があつた場合において、その商工会(その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合(以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。)にあつては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によつて成立した商工会。以下この条において同じ。)の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域(隣接商工会との合併の場合にあつては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域)とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1338 611 1567 663">新市町村名</th> <th data-bbox="1567 611 1810 663">合併の期日</th> <th data-bbox="1810 611 2858 663">調整方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1338 663 1567 800">さいたま市</td> <td data-bbox="1567 663 1810 800">平成13年5月1日</td> <td data-bbox="1810 663 2858 800">共通の目的を持ち、3市合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながら、統合又は再編するように努めるものとする。その他の公共的団体については、現行のとおりとする。(新市において再び加入する。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 800 1567 1094">西 京 市</td> <td data-bbox="1567 800 1810 1094">平成13年1月21日</td> <td data-bbox="1810 800 2858 1094">公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。 2市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。 2市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。 2市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。 2市独自の団体は、現行のとおりとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 1094 1567 1482">篠 山 市</td> <td data-bbox="1567 1094 1810 1482">平成11年4月1日</td> <td data-bbox="1810 1094 2858 1482">公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。 各町共通の団体について ア 新町との一体性を保つため、できる限り合併時統合できるよう調整に努める。 イ 郡単位の上部組織を有する団体については、原則として、合併時に郡組織を新町組織へ円滑に移行できるよう調整に努める。 ウ 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言指導のもとに、そのあり方について協議していくものとする。 エ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 各町独自の団体について</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 1482 1567 1866">あきる野市</td> <td data-bbox="1567 1482 1810 1866">平成7年9月1日</td> <td data-bbox="1810 1482 2858 1866">公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。 2市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。 2市町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。 2市町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。 2市町独自の団体は、現行のとおりとする。</td> </tr> </tbody> </table>	新市町村名	合併の期日	調整方針	さいたま市	平成13年5月1日	共通の目的を持ち、3市合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながら、統合又は再編するように努めるものとする。その他の公共的団体については、現行のとおりとする。(新市において再び加入する。)	西 京 市	平成13年1月21日	公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。 2市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。 2市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。 2市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。 2市独自の団体は、現行のとおりとする。	篠 山 市	平成11年4月1日	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。 各町共通の団体について ア 新町との一体性を保つため、できる限り合併時統合できるよう調整に努める。 イ 郡単位の上部組織を有する団体については、原則として、合併時に郡組織を新町組織へ円滑に移行できるよう調整に努める。 ウ 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言指導のもとに、そのあり方について協議していくものとする。 エ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 各町独自の団体について	あきる野市	平成7年9月1日	公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。 2市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。 2市町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。 2市町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。 2市町独自の団体は、現行のとおりとする。	
新市町村名	合併の期日	調整方針																
さいたま市	平成13年5月1日	共通の目的を持ち、3市合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながら、統合又は再編するように努めるものとする。その他の公共的団体については、現行のとおりとする。(新市において再び加入する。)																
西 京 市	平成13年1月21日	公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。 2市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。 2市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。 2市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。 2市独自の団体は、現行のとおりとする。																
篠 山 市	平成11年4月1日	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。 各町共通の団体について ア 新町との一体性を保つため、できる限り合併時統合できるよう調整に努める。 イ 郡単位の上部組織を有する団体については、原則として、合併時に郡組織を新町組織へ円滑に移行できるよう調整に努める。 ウ 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言指導のもとに、そのあり方について協議していくものとする。 エ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 各町独自の団体について																
あきる野市	平成7年9月1日	公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。 2市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。 2市町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。 2市町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。 2市町独自の団体は、現行のとおりとする。																

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	公共的団体等の取扱い			協議細目	公共的団体
調整の方針					
公 共 的 団 体 の 例 示					備 考
関係専門部会名	高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町	山 県 郡	
総務専門部会	山県地区交通安全協会各支部(5)	山県地区交通安全協会伊自良支部	山県地区交通安全協会各支部(7)	山県地区交通安全協会	
	高富町交通安全対策協議会	伊自良村交通安全対策協議会	美山町交通安全対策協議会		
	高富町交通安全婦人連絡協議会	伊自良村交通安全婦人連絡協議会			
				山県郡消防協会	
	高富町地区女性防火クラブ(5)	伊自良村女性防火クラブ(1)	美山町女性防火クラブ(1)	山県郡女性防火クラブ連絡協議会	
	高富町「花の都ぎふ」運動推進協議会	伊自良村「花の都ぎふ」運動推進協議会	美山町「花の都ぎふ」運動推進協議会		
高富町青色申告会	伊自良村青色申告会	美山町青色申告会			
厚生専門部会	高富町社会福祉協議会	伊自良村社会福祉協議会	美山町社会福祉協議会	山県郡社会福祉協議会	
	高富町身障者協議会	伊自良村身障福祉協会	美山町身障者福祉会	山県郡身体障害者福祉協会	
	高富町母子寡婦福祉連合会	伊自良村母子寡婦福祉会	美山町母子寡婦福祉連合会	山県郡母子寡婦福祉連合会	
	高富町遺族会	伊自良村遺族会	美山町遺族会	山県郡遺族連合会	
	高富町民生児童委員協議会	伊自良村民生児童委員協議会	美山町民生児童委員協議会		
	高富町老人クラブ連合会	伊自良村老人クラブ連合会	美山町老人クラブ連合会	山県郡老人クラブ連合会	
	高富町シルバー人材センター		美山町シルバー人材センター		
				山県医師会	
				山県歯科医師会	
				山県口腔保健協議会	
高富町献血推進協議会		美山町献血推進協議会			
高富町食生活改善連絡協議会		美山町食生活改善連絡協議会			
高富町民健康づくり推進協議会					
産建水道専門部会		伊自良村観光協会	美山町観光協会		
	高富町森林組合	伊自良村生産森林組合連絡協議会	美山町森林組合		
	高富町商工会	伊自良村商工会	美山町商工会	山県郡商工会連絡協議会	
	高富町猟友会	伊自良村猟友会	美山町猟友会	山県郡猟友会	
			美山町漁業協同組合		
			美山町農業婦人クラブ連合会		

団体名の後の()書き数値は連合されていない単位組織数を示します。

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	公共的団体等の取扱い				協議細目	公共的団体
調整の方針						
公 共 的 団 体 の 例 示						備 考
関係専門部会名	高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町	山 県 郡		
教育専門部会				山県郡教育振興会		
	高富町PTA連合会	伊自良村連合PTA	美山町連合PTA	山県郡PTA連合会		
	高富町青少年育成町民会議	伊自良村青少年育成村民会議	美山町青少年育成町民会議	山県郡青少年育成推進協議会		
	高富町子ども会育成協議会	伊自良村子ども会育成協議会	美山町子供会育成会	山県郡子ども会育成連絡協議会		
	高富町ジュニアリーダーズクラブ	伊自良村ジュニアリーダーズクラブ	美山町ジュニアリーダーズクラブ			
	高富町スポーツ少年団	伊自良村スポーツ少年団	美山町スポーツ少年団	山県郡スポーツ少年団		
		伊自良村青年団		山県郡青年団連絡協議会		
	高富町子育て支援ネットワーク協議会					
		伊自良婦人会				
	高富町文化協会					
	高富町地区体育振興会(5)					
	高富町体育協会	伊自良村体育協会	美山町体育協会	山県郡体育協会		
高富町総合型地域スポーツクラブ						

団体名の後の()書き数値は連合されていない単位組織数を示します。